広島県に質問のあった事項について、Q&Aを作成しましたので、参考としてください。 各質問のサービス種別は、質問のあった事業所の実施サービスを掲載しており、その他のサービスでも適用できる場合があります。

なお、広島県が指定権者となっていない政令市、中核市所管の事業所には適用されませんので、ご承知おきください。

※あくまでも現時点での回答です。後日、国通知や国Q&Aで変更される可能性があります。

質問No.	分野	サービス種別	質問	回答	
1	高次脳機能障害支援 加算	生活介護	「高次脳機能障害支援者養成研修」とは具体的に何を指す のか	「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」(令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知)の別添実施要綱で定める標準的なカリキュラムと同等の内容であると認められる研修が該当するとされております。例えば、高次脳機能障害情報・支援センター(国立障害者リハビリテーションセンター)が実施した「令和5年度高次脳機能障害支援・指導者養成研修会(実践研修)」(3日間所修)や高次脳機能障害の支援拠点機関等が同センターから研修パッケージを借り受けて実施した高次脳機能障害支援養成研修(基礎研修及び実践研修)については、これに該当するものとされております。なお、研修の時間数の下限等については一律に定めるものではありませんが、講演や研修等の一部として高次脳機能障害の概略に触れただけのものや、標準的なカリキュラムの限定された一部分のみの講義を実施しただけのもの等については認められません。	基本報酬加算減算
2	高次脳機能障害支援加算	生活介護	_	これまで高次脳機能障害の支援拠点機関等により実施された研修の中には、高次脳機能障害支援養成研修の標準的なカリキュラムと共通している研修もあるため、このような研修の修了者を対象として、標準的なカリキュラムの内容と比較して不足している科目等について、追加的に研修として実施することで、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」として扱うことが可能です。ただし、過去に実施した研修の修了者の名簿が管理されているなど、都道府県において研修の受講状況を確認できる場合になります。	加算 減算
3	短時間利用減算	就労継続支援B型		やむを得ない事情の具体例は令和6年度障害福祉サービス等報酬改正等に関するQ&Aの問57を参照下さい。その中で例えば、重度の身体障害や精神障害等、障害特性等に起因するやむを得ない理由により5時間未満の利用になってしまう利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除いて差し支えない。なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であるとされています。	基本報酬加算
4	人員配置体制加算	就労継続支援B型	新設される人員配置「6:1」の計算方法において、目標 工賃達成指導員は人員配置に含まれるか。	含まれません。	基本報酬 加算 減算
5	目標工賃達成指導員配置加算	就労継続支援B型	目標工賃達成指導員配置加算の要件 ① 目標工賃達成指導員を常勤換算で 1.0人以上配置 ② 職業指導員+生活支援員の総数が常勤換算で 6:1以上 ③ 職業指導員+生活支援員+目標工賃達成指導員の総数が常勤換算で 5:1以上で良いか	就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(IV)を算定する指定就労継続支援B型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を5で除して得た数以上である場合に、加算可能です。	基本報酬加算減算
6	食事提供体制加算	生活介護	見直し後の③より、「利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること」とあるが、精神障害の女性は特に体重を人に知られることを極端に嫌がる方も多く、これにより給食の拒否や利用拒否につながる恐れがあり、医療機関からの受診結果等、それに代わるものをもって代用できる等の措置はあるか。	国によると、「おおむねの身長が分かっている場合には、必ず BMI の記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。」とのことで、利用者の事情に応じて、体重の数値を必ずしも把握せずとも、算定することは可能です。	基本報酬加算減算

					1
7	重度障害者支援加算	生活介護	これまで、1日につき1人の基礎研修修了者を配置することで利用者5名までの加算取得が可能だったが、新たな加算要件で、生活支援員の内基礎研修修了者の割合が20%以上というのは、1日あたりの勤務体制でみるのか、または月あたりの勤務体制でみるのか、どちらなのか。 【例】これまでは基礎研修修了者を4人で20人加算取得予定の内、当日勤務が3人であれば15人までの加算取得が可能	月あたりの勤務体制で見てください。体制として整っていれば良いので、毎日研修終了者が20%配置されている必要はありません。	基本報
8	集中的支援加算	生活介護	新設の集中的支援加算について、状態が悪化した者とは、どう判断するのか。 また、事業所と個人的に契約したコンサルテーションを 活用した支援はこれに該当するでしょうか。	「状態が悪化したもの」とは行動関連10点以上であること(区分は問わない)に当たりますが、この集中的支援加算は、市町と事業所が協議をして必要かどうか決定をし、その後、都道府県等が選定する広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問することで認められるものになりますので、個人的にコンサルテーションを利用している場合においては加算の対象外となります。(障障発0319第1号)	加算
9	重度障害者支援加算	生活介護	現在、基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人 (4時間程度以上) につき、利用者 5人まで算定となっているが、改定により生活支援員のうち 基礎研修修了者の割合が20%以上であれば、対象の利用者 については全員360単位を算定可能となるか。	他の要件も含めて満たしていれば、対象利用者全員に加算が可能です。	基本報酬加算減算
10	食事提供体制加算	生活介護	クックチル方式 (日清医療食品の管理栄養士が考察した冷凍弁当) を導入し、調理員が温めを行う方法を検討しているが、新たな加算要件①(管理栄養士または栄養士が献立作成に関わること(外部委託可) 又は栄養ケアステーション若しくは保健所等の管理栄養士または栄養士が栄養面について確認した献立であること) に該当するのか。	第二2 (6) ®「介護給付費」「運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等)の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。」とあるので可能と考えられます。	基本報酬加算減算
11	送迎加算	生活介護	徒歩での送迎は加算の対象か。	徒歩では送迎に係る経費は生じていないため算定できません。	基本報 加算 減算
12	通院支援加算	施設入所支援	障害者支援施設に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した障害者支援施設について1月に2回を限度として、医療的ケアが必要な者への加算か?全入所者に対して加算か?	全入所者が対象です。入所者が病院又は診療所に通院する際に、 当該指定障害者支援施設の職員が同行した場合に加算するもので す。指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯において、 入所者に対して実施したものについても加算の対象となります。	基本報制
13	入浴支援加算	生活介護	医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴 に係る支援を提供した場合、医療的ケアはスコア表14項目 に該当する利用者のみの加算でよいか?	お見込みのとおりです。	基本報 加算 減算
14	常勤看護職員等配置加算	生活介護・短期入所	常勤換算方法で算定した看護職の数に乗じて得た単位数と ありますが、換算方法で3.4人となった場合は、切り捨て算 出でしょうか?	お見込みのとおりです。	基本報 加算 減算
15	重度障害者支援加算	生活介護・施設入所 支援	重度障害者支援加算は施設入所の生活介護にも適用になる か?	生活介護を通所で利用している方については生活介護で算定し、 施設に入所している方については施設入所支援で算定します。	基本報 加算 減算
16	人員配置体制加算	生活介護	人員配置加算 I・II・IIIについて、区分5,6の者が占める割合の要件があるのかないのかを確認したい。	□ □ □ □ ともに区分5もしくは6に該当する者、またはこれに 準ずる者の総数が利用者数の合計数の100分の60以上である 必要があります。	基本報 加算 減算
17	栄養スクリーニング 加算	生活介護	・栄養スクリーニング加算(5単位/回)を算定する際に、必要なことを確認したい。 別紙1の様式例を基に記録をとり、担当する相談支援専門員に文章で共有をすれば良いのか。また、管理栄養士はいないため、栄養アセスメントの実施、栄養ケア計画の作成、利用者及び家族等への説明等は、必要がないと捉えて良いのか確認をしたい。 (※事業所に栄養士は配置されているが、管理栄養士は配置されていないという状況)	障障発0329第3号指定生活介護事業所等における栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順及び様式例の提示の1(1)イによると、「施設長又は管理者は管理栄養士(外部との連携を含む。以下この項において同じ)と主治の医師、サービス管理者、看護職員及び生活支援員その他職種が共同して栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備する」とあるので、大前提として事業所は栄養スクリーニング加算を算定するためには管理栄養士と連携を図る必要があります。 上記の体制が整備された上で、事業所に管理栄養士が配置されていない場合に、(2)アのただし書き以降の内容が適用されることになります。	基本報
18	職員の兼務	生活訓練	生活訓練事業所において職員A(管理者0.5と生活支援員 0.5)、職員B(サービス管理責任者0.8と支援員0.2)の兼務は 可能か。	管理者の兼務については、管理業務の差し障りのない範囲で可能です。ただし、サービス管理責任者は常勤専従のため、他職種との兼務(管理者を除く)は不可です。	基本報 加算 減算
19	平均工賃の算定方法	就労継続支援B型	就労継続支援B型の平均工賃の算出方法が見直され、新算定式が「年間工賃支払総額÷ (年間延べ利用者数÷年間開所日数)÷12)とされているが、当事業所の年間開所日が昨年度は309日となり、この算定式の年間開所日数は309日で計算をしてよろしいか。	実態に即した日数(309日)で計算をしてください。	人員基
20	平均利用者数・平均 工賃月額の求め方	生活介護	平均利用者数や平均工賃月額の求め方は、新算定方式で求	お見込みのとおりです。	設備運

21	一般就労中の一時的 な利用について		おおよそ週10時間未満の所定労働時間で一般就労している 利用者で時間延長を希望されていない、長く勤められてお り企業と調整して延長の見込みがない場合にB型事業所を 空いた時間に利用してもらうことは必要性を企業・市町が 認めた場合には可能か。	お見込みのとおりです。	設備運営基準
22	強度行動障害を有す る障害者等への支援 体制の充実	生活介護・施設入所 支援	行動関連項目の点数は今後受給者証に明記されるようになるのか、それとも都度個別に市町村に問い合わせる必要が	国から、「重度障害者支援加算の該当者であること及び行動関連 項目 18 点以上の該当者であることについては、受給者証に記載 されるべきものであるが、記載がない場合には、必要に応じて市 町村に確認をとるなどの対応を行うこと」と示されているため、 まずは市町へお問い合わせください。	設備運営基準
23					1
24					1
25					1